

令和6年度「岡山歴史のまちしるべ」設置提案募集要項

1 事業趣旨

岡山市内の様々な地域の歴史や文化の由来等を広く現地で紹介し、市民や来訪者が地域における歴史や文化に触れる機会を増やし、郷土への愛着と誇りを醸成するため、岡山市歴史文化由来現地説明看板「岡山歴史のまちしるべ」の設置について、地域の団体からの企画提案を募集します。

2 定義

(1) 歴史や文化の由来等

主に戦前（昭和20年頃以前）までに、地域の歴史や文化に刻まれた建築物、人物、地名、交通施設、事象など、地域の歴史や文化を理解するうえで重要と考えられる内容をいいます。

(2) 地域の団体

町内会、自治会、商店街組合、特定非営利活動法人、歴史研究会等の地域的な活動を行う団体で、以下に掲げる要件をすべて満たす団体をいいます。

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしている
- ② 主に①の活動を行う地域の複数の住民で構成されている
- ③ 代表者等を定めているとともに、規約その他により活動を行っていることを示すことができる
- ④ 当該団体の提案により設置した「岡山歴史のまちしるべ」を活用した地域における取組や日常的な清掃等（看板を拭く、設置場所の雑草を抜くなど）を行う意思を有し、継続的に実施することができる

3 企画提案の応募について

(1) 応募期間

令和6年3月19日（火）～令和6年7月12日（金）

(2) 申請方法

「岡山歴史のまちしるべ」企画提案書（様式第1号）・申請団体概要書（様式第2

号)を作成のうえ、各区役所総務・地域振興課へ提出してください。

※申請様式等については、岡山市のホームページからダウンロードできます。また、各区役所・支所・公民館・地域センターにおいても配布しています。

4 申請に関する留意事項

- (1) 看板は企画提案書を審査のうえ、予算の範囲内(40基程度を想定)での小看板(サイズ)の設置となります。
- (2) 設置提案は1団体あたり3基までとしてください。
- (3) 設置を提案する看板は既存看板との近接を避けるようにしてください。

5 設置候補場所に関する留意事項

- (1) 申請いただいた設置候補場所は、採用後の設置場所調整の過程で生じた事象(設置候補場所管理者の許可が得られない、地下埋設物がある等)により、設置場所を変更する場合があります。
- (2) 道路等の公有地への設置については、事前に公有地を管理している担当課(各区役所地域整備課等)と協議をしてください。なお、申請の段階で交通の支障や安全上の障害が少ないなど、設置について管理者の了解が得られている場所であることが条件となります。
- (3) 民有地への設置については、土地所有者の同意及び土地の無償貸与とともに、一般の方が看板を見ることが出来る環境であることを条件とします。また、設置候補に決定後、土地所有者から設置同意書(様式第3号)を提出いただけることを条件とします。
- (4) 設置候補場所の協議後、設置提案場所の町内会長及び近隣にお住まいの方へお知らせください。

6 企画提案申請後の流れ

- (1) 企画提案申請は、「地域の歴史や文化の由来等に沿った提案内容か」「岡山歴史のまちしるべが地域における取組に活かされるか」という視点で審査を行います。
- (2) 設置候補となる企画提案は、令和6年8月頃決定します。
- (3) 決定後は、看板に掲載する盤面の内容を作成するため、市が派遣する事業者とともに、盤面の文章や掲載する写真等の検討を行っていただきます。

(4) 市は盤面の内容や設置場所の最終確認を行い、原則として令和7年度末までに設置します。

(5) 設置した盤面の著作権は、岡山市に帰属します。

7 設置後の取組報告について

設置後の看板を活用した地域における取組について、「岡山歴史のまちしるべ」を活用した地域での取組報告書（様式第4号）により、毎年4月末日までに報告してください。（毎年3月頃市から報告書様式を送付します。）

8 停止条件について

市議会で予算の議決が得られないとき、又はその予算執行の承認が得られないときは本募集要項を公表したことに留まり、いかなる効力も発生しないものとします。

提出先

北区役所総務・地域振興課	北区大供一丁目1番1号
中区役所総務・地域振興課	中区浜三丁目7番15号
東区役所総務・地域振興課	東区西大寺南一丁目2番4号
南区役所総務・地域振興課	南区浦安南町495番地5

お問合せ先

政策局政策部事業政策課	北区大供一丁目1番1号	086-803-1042
-------------	-------------	--------------